

鶴岡市文化会館管理運営実施計画アドバイザー会議設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市文化会館（以下「文化会館」という。）の整備基本計画（平成24年3月策定）及び管理運営計画（平成26年3月策定）に沿った管理運営実施計画を策定するに当たり、有識者等より助言をいただき計画に反映するため、鶴岡市文化会館管理運営実施計画アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 アドバイザー会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1)文化会館の管理運営実施計画に必要な自主事業、開館記念事業、運営システム、市民参加等に関すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、文化会館の管理運営に関して市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 アドバイザー会議は、アドバイザー6人以内で組織する。

2 アドバイザーは、総合アドバイザー1人及び地元アドバイザー5人以内を、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)識見を有する者
- (2)地元の関係機関・団体等の代表又は構成員

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱の日から平成27年10月31日までとする。ただし、補欠のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

(総合アドバイザー)

第5条 総合アドバイザーは、アドバイザー会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 アドバイザー会議は、市長が招集する。

2 アドバイザー会議の議長は、総合アドバイザーが行う。

3 アドバイザー会議は、必要があると認めるときは、アドバイザー以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 アドバイザー会議の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月4日から施行する。